

新（修正後）		令和5年3月20日	旧（修正前）	
II 設計建設業務に関する事項 2. 設計建設業務に関する事項 2.6. 取合等に関する条件 7) 薬品類に関する条件			II 設計建設業務に関する事項 2. 設計建設業務に関する事項 2.6. 取合等に関する条件 7) 薬品類に関する条件	
項目	内容		項目	内容
既設薬品タンク条件	薬品タンク容量：20 m ³ ×2 台 供給薬液量：最大 105 L/min （凝集剤溶液として）		既設薬品タンク条件	薬品タンク容量：20 m ³ ×2 台 供給薬液量：最大 105 L/min （凝集剤溶液として）
凝集剤供給条件※	<u>エマルション乾燥型架橋ポリマー（比率70%）</u> <u>カチオン性高分子凝集剤（比率30%）</u> 溶解濃度 約 0.2wt%		凝集剤供給条件※	<u>高分子凝集剤（カチオン系）</u> 溶解濃度 約 0.2wt%
取合設備等	対象設備まで供給に必要な設備は、本事業で設置すること。 上記の既設薬品供給タンク条件で、タンク容量及び供給可能量が不足する場合は、本事業で薬品供給タンクを設置すること。		取合設備等	対象設備まで供給に必要な設備は、本事業で設置すること。 上記の既設薬品供給タンク条件で、タンク容量及び供給可能量が不足する場合は、本事業で薬品供給タンクを設置すること。

新（修正後） 令和5年3月28日	旧（修正前）
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.4. 建設業務に関する事項</p> <p>2.4.1. 焼却炉施設</p> <p> (5) 焼却灰貯留、搬出設備</p> <p> (略)</p> <p> ・ <u>建設業務</u>の期間中、当該工事の工事車両が場内道路を通行する際は、工事用門に交通整理員を配置すること。</p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.4. 建設業務に関する事項</p> <p>2.4.1. 焼却炉施設</p> <p> (5) 焼却灰貯留、搬出設備</p> <p> (略)</p> <p> ・ <u>土木・建築工事</u>の期間中、当該工事の工事車両が場内道路を通行する際は、工事用門に交通整理員を配置すること。</p>
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.6. 取合等に関する条件</p> <p> 9) 脱臭に関する条件</p> <p> (略)</p> <p> ②焼却炉施設</p> <p> 本事業において新たに発生する臭気は、焼却炉運転時は、炉内燃焼するものとする。<u>2号焼却炉の点検整備に伴う停止期間においては、既設1号焼却炉の活性炭脱臭設備及び既設脱水施設脱臭設備で臭気ガスを脱臭処理できるようにダクトを接続すること。</u></p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>2. 設計建設業務に関する事項</p> <p>2.7. 取合等に関する条件</p> <p> 9) 脱臭に関する条件</p> <p> (略)</p> <p> ②焼却炉施設</p> <p> 本事業において新たに発生する臭気は、焼却炉運転時は、炉内燃焼するものとする。<u>焼却炉停止時は既設1号焼却炉脱臭装置（活性炭吸着）へ接続して脱臭処理する。</u></p> <p> <u>また、バックアップとして既設1号炉と臭気を相互融通して炉内燃焼可能とするように、既設1号焼却炉の脱臭ダクトにも接続とする。</u></p>

新（修正後） 令和5年3月28日	旧（修正前）
<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>3. 機械設備に関する要求水準</p> <p>3.1. 焼却炉施設</p> <p>7) 焼却灰貯留、搬出設備</p> <p>回収した焼却灰（フェニックス搬出用）を貯留し、搬出するための設備である。</p> <p>(ア) 形式 : 任意</p> <p>(イ) 有効容量 : 40 m³以上 <u>かつ発生量の5日分</u></p>	<p>II 設計建設業務に関する事項</p> <p>3. 機械設備に関する要求水準</p> <p>3.1. 焼却炉施設</p> <p>7) 焼却灰貯留、搬出設備</p> <p>回収した焼却灰（フェニックス搬出用）を貯留し、搬出するための設備である。</p> <p>(ア) 形式 : 任意</p> <p>(イ) 有効容量 : 40 m³以上</p>